

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月

年金事務所の回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、申立期間を含む平成12年度及び前後の年度について、毎年度当初に、国民年金保険料の免除申請を行っていたはずであり、申立期間を含む12年度だけ6月に免除申請を行ったこととされており、申立期間の保険料だけ未納とされていることに納得できない。

申立期間の国民年金保険料は、未納ではなく免除されているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の免除申請は、制度上、審査を経て申請があった日の属する月の前月から承認されることとされており、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る平成12年度の免除申請日は平成12年6月7日であり、同年度における申請免除の始期は同年5月であることから、申立期間は未納期間とされている。

しかしながら、申立人の申立期間当時の住所地であるA市町村の電算記録及び申立人が申立期間後に住所を移したB市町村の電算記録によると、申立期間はいずれも申請免除期間であることが確認できる上、オンライン記録において、申立人の平成4年度から13年度までの免除申請日について見ると、12年度を除き、いずれも5月末日までであることが確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間に係る12年度についても平成12年5月末日までに免除申請を行っていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年3月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を同年3月から同年9月までを1万2,000円とし、同年10月から37年1月までを1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月6日から37年2月16日まで

私は、昭和36年3月6日にC社（現在は、D社）に入社し、2週間の研修を経て、A社に配属されたが、年金事務所の記録によると、A社における厚生年金保険の資格取得日は37年2月16日とされている。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された申立人の人事記録により、申立人が昭和36年3月6日にC社に入社し、同年3月21日にA社に配属されたことが確認できる。

また、C社及びA社が加入していたD健康保険組合の健康保険加入証明書により、申立人が、入社日と同日の昭和36年3月6日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社において、申立人と同日の昭和37年2月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、同社E営業所に36年6月2日に入社したと記憶しており、当該同僚から提出された同年12月の給料明細書によると、資格取得時の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる上、別の同僚は、「A社及びF社の給与計算については、C社で一括して行っており、同じ給料明細書を

使用していた。」旨供述しているところ、当該給料明細書には、C社及びF社の社名が印刷されており、その上に「A社」のゴム印が押されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記の同僚が所持する給料明細書における保険料控除額、C社に昭和36年3月6日に申立人とともに入社した同僚の記録及びA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の37年2月の記録から、36年3月から同年9月までを1万2,000円とし、同年10月から37年1月までを1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の報酬月額算定基礎届及び当該届出に基づく定時決定が記録されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年3月から37年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から62年3月まで
年金事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料を納付していないこととされている。

しかし、私の国民年金については、母親が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間について、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは、平成9年1月以降である。このため、申立人が申立期間の保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対して、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間に該当し、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は、「長男（申立人）の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については、覚えていない。」と供述していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から50年1月まで
年金事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料を納付していないこととされている。

しかし、私の国民年金については、父親がA市町村（現在は、B市町村）役場で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたの
で、申立期間について、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成9年8月4日に付番されていることが確認できる
ところ、申立期間当時、国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対して、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から国民年金の加入手続について具体的な主張は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間に該当し、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、「私の国民年金については、父親がA市町村役場で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と申し立てており、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
ねんきん定期便によると、A社に係る厚生年金保険被保険者資格は平成 9 年 6 月 30 日に喪失したとされている。
しかしながら、私は、平成 9 年 6 月 30 日まで A 社の B 事業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 9 年 6 月分及び同年 7 月分の給与明細書から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「当社は、社会保険料の給与からの控除は、翌月控除である。」と回答しているところ、上記の平成 9 年 7 月分の給与明細書によると、同年 7 月分給与の総支給額は 12 万 6,868 円であり、控除額の合計は 504 円と記載されていることが確認でき、当該控除額は、総支給額に見合う雇用保険の一般保険料額と一致していることから、申立人の同社における同年 6 月の厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

また、A社は、「月末に退職する者に対しては、厚生年金保険料等の控除について説明し、資格喪失日を末日にするか翌月 1 日にするか選択させていた。月末を資格喪失日とした場合、退職した月の厚生年金保険料は控除することはない。」と回答しており、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録における離職日（平成 9 年 6 月 29 日）は、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日（離職日の翌日）と符合している。

さらに、申立人は、「A社から振り込まれた明細票を持っているが、ここから申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できるかもしれない。」として、平成 9 年 8 月 4 日付け郵便振替受入明細票を提出しているものの、当該明細票には振込金額の内訳が記載されていないことから、申立人の申立期間に係る厚生

年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月頃から43年4月頃まで
② 昭和43年5月頃から44年6月頃まで
③ 昭和44年7月頃から45年11月頃まで
④ 昭和45年12月頃から47年7月頃まで
⑤ 昭和47年8月頃から48年7月頃まで
⑥ 昭和48年8月頃から49年12月頃まで
⑦ 昭和49年12月頃から50年11月頃まで
⑧ 昭和50年12月頃から51年6月頃まで
⑨ 昭和51年7月頃から53年2月頃まで

申立期間①については、私は、昭和42年4月頃にA市町村にあったB社に入社し、C駅付近にあった同社D事業部のEという名の事業所で43年4月頃まで勤務していた。

申立期間②については、私は、昭和43年5月頃にF市町村G地区にあったH社に入社し、同社が経営するHという名の事業所で44年6月頃まで勤務していた。

申立期間③については、私は、昭和44年7月頃にI市町村J地区にあったK社に入社し、同社が経営するKという名の事業所で45年11月頃まで勤務していた。

申立期間④については、私は、昭和45年12月頃にI市町村L地区の国道沿いにあったM社に入社し、同社が経営するMという名の事業所で47年7月頃まで勤務していた。

申立期間⑤については、私は、昭和47年8月頃にI市町村J地区にあったN社に入社し、同社が経営するNという名の事業所で48年7月頃まで勤務していた。

申立期間⑥については、私は、昭和48年8月頃にI市町村O地区にあっ

たP社に入社し、同社が経営するPという名の事業所で49年12月頃まで勤務していた。

申立期間⑦については、私は、昭和49年12月頃にI市町村Q地区のR駅付近にあったS社に入社し、同社が経営するSという名の事業所で50年11月頃まで勤務していた。

申立期間⑧については、私は、昭和50年12月頃にT市町村の国道沿いにあったU社に入社し、同社が経営するUという名の事業所で51年6月頃まで勤務していた。

申立期間⑨については、私は、昭和51年7月頃にI市町村J地区にあったV社に入社し、同社が経営するVという名の事業所で53年2月頃まで勤務していた。

年金事務所の記録では、各事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間①から⑨までについて厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により、W都道府県内において、B社及びb社の名称で確認したものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらないことから、類似する名称の事業所を検索したところ、X社という名称の適用事業所が確認できた。そこで、同社に照会したところ、同社は、「B社とX社は関連会社だった。当時、E事業所は、X社が経営していた。」と回答していることから、申立人が申し立てている事業所は同社であると考えられ、申立人が記憶するE事業所があったビルの状況及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、同社が経営していたE事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及びX社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社に係る厚生年金保険被保険者記録に申立人の氏名は見当たらない。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間①に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚5人は、「厚生年金保険は、会社側の判断で加入させていた。」と回答しており、X社は、「当時は、人の出入りが激しかったので、入社後すぐには厚生年金保険に加入させておらず、しばらく様子を見ていたと思われる。」と回答していることを踏まえると、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、X社は、「当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控え等の一部を保管しているが、それらの中に申立人の氏名は見当たらない。」と回答している上、上記の被保険者名簿において、申立期間①に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡の取れた29人からは、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除についての供述は得られなかった。

加えて、上記の被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番が無いことか

ら、申立人の申立期間①に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、F市町村G地区にあったH社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録により、W都道府県内において、H社及びY社の名称で確認したところ、類似名称の厚生年金保険の適用事業所が複数確認できるものの、これらの事業所に係る厚生年金保険被保険者記録に、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が記憶するH社の所在地を管轄する法務局において、申立人が申し立てている業務内容と一致する商業登記の記録は見当たらないことから、同社の事業主及び役員等の所在を確認することができない上、申立人は、同社における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、I市町村J地区にあったK社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録により、Z都道府県において、K社及びa社の名称で確認したものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人が記憶するK社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録は見当たらないことから、同社の事業主及び役員等の所在を確認することができない上、申立人は、同社における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和44年5月13日に国民年金に加入し、45年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、I市町村L地区にあったM社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録により、Z都道府県において、M社及びb社の名称で確認したものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人が記憶するM社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録は見当たらないことから、同社の事業主及び役員等の所在を確認するこ

とができない上、申立人は、同社における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和 45 年 12 月から 47 年 7 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、I 市町村 J 地区にあった N 社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、オンライン記録により、Z 都道府県において、N 社及び c 社の名称で確認したものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人が記憶する N 社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録を確認したところ、d という名称の事業所が確認でき、同事業所の元事業主は、「以前、N という名の事業所を経営していた。申立人のことを記憶している。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元事業主は、「昭和 43 年頃に個人事業所として N 事業所を開業し、54 年に法人となったが、開業から廃業までの期間において厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 47 年 8 月から同年 12 月までの期間及び 48 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥について、申立人は、I 市町村 O 地区にあった P 社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録により、Z 都道府県において、P 社及び e 社の名称で確認したものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人が記憶する P 社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録は見当たらないことから、同社の事業主及び役員等の所在を確認することができない上、申立人は、同社における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和 48 年 8 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑦について、申立人は、I市町村Q地区のS社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、オンライン記録により、Z都道府県において、S社及びf社の名称で確認したところ、類似名称の厚生年金保険の適用事業所が複数確認できるものの、これらの事業所に係る厚生年金保険被保険者記録に、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人は、「当時、S社の社長は、I市町村g地区でhという会社をやっていた。」と供述していることから、オンライン記録でhという名称の事業所を検索したところ、Z都道府県において、h事業所という名称の適用事業所が確認できたため、同事業所に照会したところ、同事業所の事業主は、「昭和40年代後半から15年か16年ほど、I市町村内のR駅付近でSという事業所を運営していた。」と回答していることから、申立人が申し立てている事業所は同事業所であるものと考えられる。

しかしながら、h事業所の事業主は、申立人のことを記憶しておらず、同事業所は、「当時の資料は、保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間⑦における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の事業主は、「このS事業所は、開業してから廃業するまでの期間ずっと個人事業所であった。当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している。

さらに、h事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したものの、申立人の同被保険者原票は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない上、オンライン記録によると、申立人は、昭和49年12月から50年11月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑦における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑧について、申立人は、T市町村にあったU社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録により、Z都道府県において、U社及びi社の名称で確認したものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人が記憶するU社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録は見当たらないことから、同社の事業主及び役員等の所在を確認することができない上、申立人は、同社における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間⑧における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和50年12月から51年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑧における勤務実態及び厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑨について、申立人は、I市町村J地区にあったV社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録により、Z都道府県において、V社及びj社の名称で確認したところ、類似名称の厚生年金保険の適用事業所が複数確認できるものの、これらの事業所に係る厚生年金保険被保険者記録に、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が記憶するV社の所在地を管轄する法務局において、申立人が申し立てている業務内容と一致する商業登記の記録は見当たらないことから、同社の事業主及び役員等の所在を確認することができない上、申立人は、同社における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間⑨における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑨における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。